

台湾民法債権編改正をめぐる新動向
(国際学術シンポジウム)

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学法科大学院 公開日: 2018-11-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 陳, 聡富, 詹, 森林, 陳, 洸岳, 許, 政賢, 吳, 從周, 向, 明恩, 曾, 品傑 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00025898

■ 国際学術シンポジウム ■

台湾民法債権編改正をめぐる新動向

陳聰富、詹森林、陳洗岳、許政賢、
吳從周、向明恩、曾品傑*

(小田美佐子 訳
立命館大学法学部准教授)

I. はじめに

台湾民法債権編が初めて公布されたのは民国18年(1929年)11月22日であり、施行されたのは19年5月5日であるが、制定当時の主な内容はドイツ民法、スイス債務法および日本民法を参考にしたものであった。民商分立ではなく、民商合一を採用したのはまさにスイス債務法の継受によるものであった。その後、民国88年(1999年)4月21日に民法債権編の条文を改正し、89年(2000年)5月5日に施行されている。

1999年の民法債権編改正の主な内容は、以下のとおりである。不法行為責任において、商品製造者責任(第191条の1)、動力車両運転者責任(第191条の2)および危険製造者責任(第191条の3)を新たに規定し、いずれも過失推定責任を採用している。また、人格権の保護範囲を拡大し、一般人格法益(第195条第1項)に及び、かつ身分法益を不法行為責任の保護の客体(第195条第3項)としている。

契約責任において、不完全履行の責任(第227条、第227条の1)、事情変更の原則(第227条の2)、契約締結上の過失責任(第245条の1)および定型約款規制(第247条の1)を新たに規定している。また、債権各論において三つの契約類型、すなわち旅行契約、無尽講契約、および人的保証契約等の規定を新たに設けている。

改正の主な内容は、条文の疑義の明確化または判例学説の明文化であり、債権法の基本枠組みや法理に大幅な変更を加えたわけではない。しかし、2002年ドイツ民法債権編の改正施行および日本の「法務省法制審議会民法(債権関係)部会」の2009年の第一回会議の開催、債権編改正の着手、2017年の法改正に伴い、東アジアにおいて債

* 陳聰富：台湾大学法律学院特別招聘教授、詹森林：台湾司法院大法官(憲法裁判所裁判官)、陳洗岳：政治大学法律学院准教授、許政賢：政治大学法律学院教授、吳從周：台湾大学法律学院准教授、向明恩：台北大学法律学院准教授、曾品傑：中正大学法律学院教授

権編改正の傾向がみられ、台湾の学界も民法債権編改正の必要性を感じるようになった⁽¹⁾。

台湾法務部は東アジア各国の債権編改正の進展に鑑みて、2016年12月に、台湾大学法律学院に「民法における債務不履行、瑕疵担保責任および請求権時効制度の検討と立法提案」を委託し、研究および法律の改正草案の策定を委託した。同計画には台湾大学法律系、政治大学法律系、台北大学法律系および中正大学法律系等の民法学者が参加し、条文の策定を行ったが、12回にわたる会議において、毎回の討論時間は6時間を超えた。成果報告書を作成し、法務部に提出したが、法務部は2017年4月に「民法債権編改正検討チーム」を立ち上げ、同報告書は検討チームが民法債権編改正を討論する際の青書となっている。

本論文は、上述の台湾大学研究計画の成果をもとに、将来の台湾民法改正の方向性を検討するものである。主な改正内容には、消滅時効、債務不履行、瑕疵担保責任が含まれるが、以下においてそれぞれについて詳述することとしたい。

II. 消滅時効

一. 消滅時効の起算および期間

消滅時効の起算点に関して、ドイツ旧民法は法的安定性にに基づき、債権者の主観とは無関係の客観的な基準を採用していた。しかし、ドイツ新民法は旧法および「討論草案」の見解と異なり、主観的消滅時効体系を原則採用し、かつ時効停止制度を保留し、瑕疵担保の場合にのみ客観的基準を採用している⁽²⁾。台湾民法第128条は「消滅時効は、請求権を行使することができる時から起算する。不作為を目的とする請求権は、行為をした時から起算する」と規定している。客観説の立場がとられ、消滅時効の起算点は権利者が請求権を行使できる客観的状态によるべきとしている。時効期間を厳格に遵守するため、時効の起算に関して、台湾の通説は厳格な客観的判断基準を用いている。例えば、最高法院は95年度第16回民事庭会議において、「民法第128条のいわゆる請求権を行使することができる時は、請求権の行使に法律上障害のない時を指す。請求権者が病気またはその他の事実上の障害により請求権を行使することができない場合、時効の進行はそれにより影響を受けない。権利者が主観的に権利の行使を知らない場合は事実上の障害とするが、法律上の障害としない」と決議している⁽³⁾。

(1) 吳從周「第四章 東亜民法的理論繼受與債法修正：由東亜各国債法修正的趨勢思考我国二次債法修正的必要性」(葉俊榮主編『轉型中的東亜法院 基本形貌、紛争解決與行政治理』台北：台大出版中心、2014年、154-168頁)。

(2) 吳從周・前掲注¹ 176-177頁。

(3) 最高法院85年台上字第2340号判決は、「民法第128条の規定する消滅時効は、請求権を行使

上述の客観的判断基準に関して、実務において多くの事例で公平を欠く状況が生じているため、裁判所は様々な形で起算点の認定を突破している。いわゆる「法律上障害のない時」の拡大解釈、「信義則」の援用、「時効の完成猶予制度」の類推適用等が含まれるが、時効の起算は次第に主観化の傾向に向かい、権利者が権利行使を知っていたか否かを時効の起算点とするようになってきている⁽⁴⁾。例えば、最高法院95年台上字第1607号判決は、「請求権を行使することができる時から消滅時効を起算するのは、民法第128条に明文規定があるからである。権利者がその権利行使を知っている状態になってはじめて時効期間は起算できる。権利の行使については不行使を期待または要求されうるが、権利者が権利行使を知らない場合にも時効の不利益を被るのは時効制度の本旨ではない」としている。

そのため、本次改正草案は、ドイツ法や平成29年改正日本民法にならい、主観説の見解を採用し、草案第125条第1項において、「請求権は、請求権者が権利を行使することができることを知った時または重過失により知らなかった時から5年間行使しなければ消滅する。請求権を行使することができる時から15年を超えたものも同様とする。ただし、法律に別段の定めがある場合はその規定による」と規定している。

二. 時効期間

時効期間に関する一般的な規定に関して、ドイツ旧民法には130余りの消滅時効の規定があり、80余りの法律に散見されたが、規範に多くの矛盾がみられ、時効期間にも長短がみられた。ドイツ新民法はそれらを統一かつ短縮し、原則的に一般消滅時効の期間を3年としている⁽⁵⁾。PECLおよびDCFRの一般消滅時効の規定も3年である。一方で、改正日本民法は5年と規定している。

台湾現行民法は、一般消滅時効の期間を15年としているほか、5年や2年という短期の時効規定も多く設けている。しかし、これらの規範の適用は社会の変化に適應することが難しく、裁判所が実務において適用する際に、拡張したり縮減したりしているため、安定性を欠く⁽⁶⁾。そのため、今次改正草案は時効期間の統一という国際的な

することができる時から起算する。いわゆる『行使することができる時』は、請求権者がその請求権を行使するのに、客観的に法律上の障害がないことを指す。請求権者が主観的に行使することができることをいつ知ったかとは無関係である」としている。

(4) 呉從周・前掲注¹ 225-229頁。呉從周「変遷中之消滅時効期間起算点」(『民事法学與法学方法第一冊 法理、集中審理與失権』台北：元照、2007年、192-213頁)。陳聰富『民法総則』台北：元照、2016年、403-404頁。

(5) 黄立『德国新債法之研究』(台北：元照、2009年) 2-13頁。

(6) 呉從周「備忘民法総則之二年短期消滅時効期間—実務案例類型化及其分析」(『民事法学與法学方法第三冊 債法修正溯及適用與法官闡明時效抗弁』台北：元照、2007年、37-54頁)。

流れに沿い、起算時の主観説の採用を斟酌し、時効期間を短縮した。法律関係の安定性を確保するために、一般消滅時効の期間を5年と統一し、あわせて客観説を採用し、最長15年とした上で、民法総則および債権編における短期時効の規定を削除した。

このほか、人格権の保障を強化するために、人格権侵害の損害賠償請求権について、ドイツ民法第199条第2項および日本民法第167条の規定を参考にして、台湾の人々の寿命伸長も考慮し、時効期間を客観的に計算することとしている。草案第126条の1において、「生命、身体、健康または自由権の侵害により生じた損害賠償請求権については、請求権を行使することができる時から25年間行使しなければ消滅する」と規定している。

三. 時効阻害事由

消滅時効の阻害事由について、台湾現行民法は時効の中断および完成猶予に関する規定を置いているにすぎず、時効停止の制度を有していない。最高法院80年台上字第2497号判例は明確に、「民法には時効の完成猶予制度があるのみであり、時効停止制度を採用していないため、時効の進行において、いかなる事由があっても、それにより停止することはない。原審では時効の完成猶予は、時効の停止を指し、時効の完成猶予の事由がある場合、その消滅時効の期間は、完成猶予事由の発生前にすでに進行している期間と完成猶予事由終了後に進行した期間を合算したものとするとしているが、この見解は明らかに誤りである」と示している。

しかし、台湾は2005年改正の際に自動車責任保険法第14条第2項を新たに設け、自動車交通事故の被害者の利益を保障するために、保険者が保険金の給付を請求する事案において、消滅時効の停止制度を採用した。今次改正草案は、個別事案における当事者間の公平を保障するために、ドイツ民法第203条、205条およびフランス民法第2238条第1項の規定にならい、時効停止制度を採用し、第143条の1を新たに設け、「債務者と債権者は請求権の発生事由につき協議を行った場合、当事者の一方が協議の継続を拒否するまで、時効の停止は進行する」と規定している。本条の協議には、訴訟進行前または進行中における当事者のすべての調停、和解、協議等の手続が含まれる。

III. 債務不履行

一. 債務不履行の分類および統合

(一) 類型化から「義務違反」概念への統一

台湾現行民法は債務不履行について、ドイツ旧民法の規範モデルを採用し、履行不能、履行遅滞、不完全履行の三類型に分け、それぞれの類型に応じて、法的効果をそ

れぞれ規定している。原始的不能を契約の目的とした場合について、民法第246条の規定により、契約は無効となる。契約の目的がのちに不能となった場合、契約は無効とはならず、債務者の責めに帰すべき事由により給付が不能となったときは、債務者は、損害賠償責任を負う(第226条)、債権者はその契約を解除することができる(第256条)。履行遅滞について、債権者は遅滞により生じた損害の賠償を請求することができる(第231条)、催告後、その契約を解除することができる(第254条)。不完全履行について、追完できるか否かにより、履行不能または履行遅滞の規定を類推適用する(第227条第1項)⁽⁷⁾。

ドイツ新民法は CISG および PECL の規定にならい、債務不履行の類型化の区分を放棄し、履行不能、履行遅滞、不完全履行の区分をせず、統一の「義務違反」を債務不履行の中核的概念として採用し、法的効果(履行請求権、契約解除および損害賠償)を区分の根拠とすることで、債務不履行責任の規範としている⁽⁸⁾。今次改正草案はドイツ新債権法の規定モデルを採用し、債務不履行の三分法を放棄し、統一の義務違反概念を採用し、ドイツ民法280条の規定にならい、草案第226条において「債務者が債権関係に違反して生じた義務について、債権者は損害賠償を請求することができる。ただし、債務者の責めに帰すべき事由により生じた場合はこの限りでない」と規定している。これにより、債務者は履行不能、履行遅滞、不完全履行のいずれの場合も「債権関係に違反して生じた義務」に属するため、債務者の責めに帰すべきとき、債権者は損害賠償を請求することができる。

(二) 履行不能

1. 原始的不能

契約がはじめから客観的に不能の給付を目的としている場合、現行民法第246条の規定により、その契約は無効である。しかし、PECL 第4:102条は「契約義務の履行が締約時に不能または当事者に契約に関する物を処分する権利がない場合、当該契約はこれにより無効となるものではない」と規定している⁽⁹⁾。また、ドイツ民法第310条 a 項も「債務者は第275条第1項乃至第3項により給付する必要がなく、かつ給付の障害が契約締結時にすでに存在していた場合、契約の効力発生を妨げない」と規定している。さらに、日本民法第412条の2第2項も「契約に基づく債務の履行がその契約の成立の時に不能であったことは、第415条の規定によりその履行の不能によって生じた損害の賠償を請求することを妨げない」と規定している。したがって、

(7) 劉春堂『契約法総論』(台北：三民書局、2011年) 369頁。

(8) Gerhard Hohloch (楊佳元訳)「債法修正及新法侵害契約之類型」(月旦法学雑誌第99期、2003年8月、44頁)。

(9) DCFR 第II.-7:102条にも類似の規定がある。

多くの国の立法例では、不能の給付を契約の目的としている場合について、当該契約をもはや無効とは規定していない。

今次草案第246条第1項の規定も多くの国の立法例を採用し、「債務者が第225条第1項乃至第3項により給付義務を免れ、給付の障害が契約締結時にすでに存在していた場合、契約は依然として有効とする」と改正した。すなわち、債務者の履行不能またはその他の給付を拒絶できる給付障害事由が契約締結時にすでに存在していた場合、契約は依然として有効である。債権者はその選択により、給付の代わりに損害賠償または信頼利益の合理的費用の賠償を請求することができる。ただし、債務者が契約締結時に給付障害事由があることを知らずかつ知らないことにつき責めに帰すべき事由がない場合はこの限りでない（草案第246条第2項および第3項）。

2. 後発的不能

債務者の給付目的が後発的不能の場合、物理的不能、事後的不能、法律的不能、経済的不能、道徳的不能のいずれであっても、台湾現行民法の規定により、債務者の責めに帰することができない事由によるものでなければ、債務者は給付の義務を免れることはできない（第225条第1項）。しかし、今次改正草案は、CISG第46条第1項、PICC第7.2.2条、PECL第9.102条、DCFR第Ⅲ-3:302条およびドイツ民法第275条第1項の規定を参考にして、債務者の責めに帰することができる事由により後発的不能が生じたか否かにかかわらず、債務者の給付義務はいずれも免除されると規定を改正している（草案第225条第1項）。ただし、給付がすでに不能であれば、債務者に給付を命じる必要はない。

いわゆる経済的不能の債務免除は、「給付に必要な費用が債権関係および信義則により債権者の給付利益と明らかに均衡を欠く場合、債務者は給付を拒絶することができる。ただし、債務者の責めに帰すべき事由により明らかに均衡を欠く場合はこの限りでない」（草案第225条第2項）ことを指す。

いわゆる道徳的履行不能は、通常専属的な債務の履行拒絶を指す。すなわち、「給付が債務者自らによるべき場合、給付の阻害事由と債権者の給付利益を衡量し、給付を期待できないとき、債務者は給付を拒絶することができる」（草案第225条第3項）。例えば、ピエロが親族を失うという思わぬ出来事に遭遇したとき、上演を強制することはできない。債務者の主観的な履行拒絶について、債権者が履行の強制を請求できるか否かをめぐり、学説上議論は依然としてあるため、規定を置いていない。

注意すべき点としては、債務者の給付が後発的不能の場合、債務者は給付義務を免れることはできるものの、債権者はこれにより債務者に特定給付請求権を主張することはできない。ただし、債権者が債務者の履行不能を理由にその他の権利を行使することを妨げない（草案第225条第4項）。すなわち、債権者は返還請求ができ、かつ契

約の解除もできる。当該事由が債務者の責めに帰すべきものであれば、債権者は本法の規定により給付の代わりに損害賠償も請求することができる（草案第226条の1）。

（三）履行遅滞

債務者が履行遅滞の場合、債務者の給付義務は消滅しておらず、債権者が遅滞により生じた損害の賠償を請求できるほか、債務者に給付の履行を請求することができる（特定給付請求権）。そのため、草案第230条は「債務の弁済期が到来しても債務者が給付しないまたは債務の本旨に従い給付しない場合、債権者は下記のいずれかにより権利を行使することができる。（1）相当期間を定めて債務者に給付または追完を請求し、かつ遅滞により生じた損害を請求すること。（2）相当期間を定めて債務者に給付または追完を請求し、債務者が期限を過ぎても給付または追完しない場合、給付の代わりに損害賠償を請求することができる」と規定している。

言い換えれば、債務者の履行遅滞があれば、債権者は期間を定めて債務者に債務の履行を請求できると同時に、遅滞により生じた損害の賠償を請求することができる。債務者が期限を過ぎても給付しない場合、債権者は給付の代わりに損害賠償を請求することができる。債務者が明確に給付を拒絶し、また特別の事由により双方の利益を斟酌し、ただちに遅滞責任を生じさせることが正当の場合は、期間を定める必要はなく、債務者に給付を請求することができ、損害賠償を請求することができる（草案第230条第5項）。

（四）給付拒絶

債務者が給付を拒絶する場合について、台湾現行民法は特に規定を設けていないため、独立の債務不履行の形態を構成するか否かについて依然として論争がある。裁判所の実務においては、否定説がとられている。例えば、最高法院93年台上字第42号判決は、「債務不履行には履行不能、履行遅滞、不完全履行の三種類が含まれるが、その形態や法的効果は異なる。いわゆる履行不能は、社会通念上、その給付が不能に属するものを指すが、債務者が無資力に過ぎない場合は、社会通念上履行不能とはならない。履行遅滞は、債務者が給付期限内に給付できるにもかかわらず給付しない場合を指すが、給付できるにもかかわらず、債務者が期限前にあらかじめ給付拒絶を表示したとしても、期限到来時にはじめて遅滞責任を負うものとする。不完全履行は債務者の給付が債務の本旨に従っていないものを指す」としている。

言い換えれば、実務の見解は、債務者が期限の到来前に給付を拒絶しても、債務不履行の責任はなく、期限到来時になお給付を拒絶した場合にはじめて履行遅滞の法的効果が生じるというものである。これに対して多くの学説は、債務者による給付の拒

絶を独立した債務不履行の形態とすべきであり、債権者は催告を経ずに契約の解除ができ、かつ不履行の損害賠償を請求することができるべきであるとしている⁽¹⁰⁾。

改正草案は履行期前の契約違反制度を採用し、第229条第3項において、債務者が明確に給付を拒絶した場合、債権者は催告の必要なく、債務者はただちに履行遅滞の責任を負わなければならないと規定している。債権者は給付の代わりに損害賠償を請求することができる(草案第231条)。また、草案第254条は、債務者が弁済期の到来前に明確に給付を拒絶した場合、債権者は催告の必要なく、契約を解除できると規定している。さらに草案第226条の規定により、給付の拒絶も「債務者が債権関係に違反して生じた義務」に属するため、債務者の責めに帰することができる。債権者は損害賠償を請求することができる。

(五) 不完全履行

債務者が債務の本旨に従い給付せずに不完全履行を構成した場合、瑕疵が追完できるとき、現行民法の規定によれば、債権者は催告して債務者に追完を命じなければならない。債務者が期限を過ぎても追完しないとき、債権者は契約を解除でき、かつ損害賠償を請求することができる。瑕疵が追完できないものに属するとき、債権者は催告することなく、ただちに契約を解除し、かつ損害賠償を請求することができる。そのため、草案第230条は「債務の弁済期が到来しても債務者が給付しないまたは債務の本旨に従い給付しない場合、債権者は下記のいずれかにより権利を行使することができる。(1)相当期間を定めて債務者に給付または追完を請求し、かつ遅滞により生じた損害を請求すること。(2)相当期間を定めて債務者に給付または追完を請求し、債務者が期限を過ぎても給付しないまたは追完しない場合、給付の代わりに損害賠償を請求すること」と規定している。

言い換えれば、債務者による不完全履行の場合、債権者は期間を定めて債務者に追完を求めると同時に、追完期間において履行遅滞により生じた損害の賠償を請求することができる。債務者が期限を過ぎても追完しないとき、債権者は給付の代わりに損害賠償を請求することができる。

債務者の給付が不完全履行の場合、瑕疵のある給付であれば「債務者が債権関係に違反して生じた義務」の一形態に属するため、草案第226条の規定によれば、債務者の責めに帰することができる。債権者は損害賠償を請求することができる。そのため、損害賠償請求権に関しては、債務者の責めに帰することができる事由に限定すべきである。ただし、債権者の追完請求権は債務者の責めに帰することができることを要件としない。

(10) 劉春堂『契約法総論』(三民書局、2011年) 373頁。王澤鑑『損害賠償』(三民書局、2017年) 242頁。

債務者の給付が加害給付に属し、債権者に対する積極侵害を構成する場合、現行民法第227条の規定により、債務者の責めに帰することができる時、債権者は損害賠償を請求することができる。今次改正はこの規定に変更を加えていない。

二. 債務不履行の救済方法

(一) 履行請求権（特定給付請求権、追完請求権）

台湾民法はドイツ法モデルを採用し、債務者が債務を履行しないとき、債権者は特定給付請求権を主張することができ、債務者に債務の履行を請求することができる（第199条第1項）。これは債務者の原給付義務であり、「第一次給付義務」ともいわれる。債権者のこの請求権は特定給付請求権とよばれ、債務者に原給付義務の履行を請求する権利である。

債務者が特定給付義務を履行しない場合、履行不能であれば、債務者は給付義務を免れ、債権者に給付請求権はない。履行遅滞または給付拒絶であれば、債権者は履行請求権に基づき、債務者に原給付義務の継続履行を請求することができるが、特定給付請求権も保有する（草案第230条）。不完全履行であれば、債権者は瑕疵の追完を請求することができる（草案第230条）。この瑕疵追完請求権も履行請求権の一種である。

(二) 契約解除および終了権

1. 契約解除の要件：重大な契約違反

債務者がその債務を履行しない場合の債権者の契約解除の要件は、各国の立法例において異なる。ドイツ民法は債務不履行が重大な契約違反を必要とせず、債権者ははじめから契約を解除することができるとしている⁽¹¹⁾。債権者は相当の期間を定めて債務者に履行を催告すれば足りる。債務者が履行しないとき、債権者はただちに契約を解除することができる⁽¹²⁾。CISG と DCFR には債務者が債務を履行せず債権者が

(11) ドイツ民法第323条第5項は、「債務者がすでに一部の給付をしている場合、債権者は当該給付部分につき利益がないとき、はじめて契約全部を解除することができる。債務者が契約の本旨に従い給付を行った場合、義務違反が重大でないとき、債権者は契約を解除することはできない」と規定している。

(12) ドイツ民法第323条は、「I. 双務契約の債務者が弁済期の給付に対し、給付せずまたは契約の本旨に従った給付をせず、債権者が相当の期間を定めて債務者に給付または追完を請求しても効果がないとき、債権者は契約を解除することができる。II. 下記のいずれかがある場合、期限を定める必要はない。1. 債務者が真剣に明確に給付を拒絶している場合。2. 債務者が契約の定める確定期日もしくは一定期間内に給付をせず、債権者が契約締結前に債務者にすでに通知し、またはその他の契約締結に随伴する事情により、期日もしくは期限内の給付と認めることができ、債権者にとって重要である場合。3. 契約の本旨に従った給付をしていない場合、例えば特別の事情があり、双方の利益を衡量したのち、ただち

催告をしてもなお履行しないとき、債権者は契約を解除することができるとの規定があるが⁽¹³⁾、債務者に重大な契約違反事由 (fundamental breach) があるとき、債権者も契約を解除することができる⁽¹⁴⁾。

台湾現行民法は、債務者の責めに帰することができる事由により債務不履行になった場合、債権者は契約を解除することができると規定しており、重大な契約違反を契約解除事由とする規定はない。言い換えれば、債務者が履行遅滞または不完全履行であり追完できる場合、債務者の責めに帰することができる事由があってはじめて、債権者は催告後契約を解除することができる。債務者の履行不能の場合も、債務者の責めに帰することができるはじめて、債権者は催告なしに契約を解除することができる。世界的な流れに合わせるため、今次改正草案は DCFR 等の立法例を採用し、債権者は催告後はじめて契約解除できるとの現行民法の原則を維持するほか、債権者の利益を保護するために、草案第254条において新たに債務者が重大な契約違反者の場合、債権者も契約を解除することができるとの規定を設けている。

草案第254条の規定によれば、契約解除の事由には以下のものが含まれる。1. 債務者に履行不能またはその他の給付拒絶事由が発生していること、2. 債務者の履行遅滞または不完全履行が給付または追完の催告後も給付または追完がなされないこと、3. 債務者が履行期前に給付拒絶を明確に表示し、または債務者が弁済期到来時に債務の本旨に従った給付はできないと明らかに予見することができ、かつ情状が重大なこ

に契約を解除することが正当である場合。Ⅲ. 義務違反の種類により、法定期限がないとき、催告が法定期限に代替する場合」と規定している。

- (13) CISG 第49条第1項b号は、給付がなされていない事案において、売主が買主の定める催告の期間内に法により引き渡さず、または当該期間内に給付しないと表示した場合、買主は契約を解除することができる規定している。CISG 第64条第1項b号は、買主が売主の催告期間内に代金の支払もしくは目的物の受領義務を履行せず、または当該期間内に履行しないと表示した場合、売主は契約を解除することができる規定している。DCFR Ⅲ. - 3: 503条第1項は、履行遅滞が重大な契約違反を構成していないとき、債権者が期間を定めて債務者に債務の履行を催告したのち、債務者が期限をすぎても履行しない場合、債権者は契約を解除することができる規定している。
- (14) CISG 第25条は、当事者の一方の契約違反が実質的に他方当事者の契約上の期待利益を大きく奪い損害を生じさせた場合、重大な契約違反とする。ただし、契約違反の当事者が予見することができず、かつ同様な状況において同様な理性の持ち主も当該契約違反の結果を予見することができない場合はこの限りでないと規定している。CISG 第64条第1項a号は、買主が約定または本条約に従い義務を履行せず、重大な契約違反を構成している場合、売主は契約を解除することができる規定している。DCFR Ⅲ. -3: 502条(1)は、債務者の契約義務の不履行が重大な場合、債権者は契約を解除することができる規定している。(類似の条文は、PECL 第9 301条、PECL 第8 103条、CISG 第49条第1項a号、PICC 第7.3.1条にもみられる)。

と、4. 債務者が付随義務に違反し、債権者の契約利益および目的の達成に明らかに影響を及ぼしていること、5. その他の重大な契約違反事由⁽¹⁵⁾。

いわゆるその他の重大な契約違反事由について、草案第254条の1は以下のように規定している。(1) 契約義務違反が実質的に債権者の期待利益をなく奪している場合。ただし、債務者が契約締結時に結果を予見せずまたは予見できない場合はこの限りでない。(2) 契約義務の違反が故意または重過失によるものであり、かつ債権者は債務者の将来の履行を期待できない場合。

重大な契約違反事由について、草案の改正理由は下記のように例を挙げている。まず、給付遅滞の場合であるが、ドイツの買主がイタリアの売主に夏服を注文し、7月から9月に商品を引き渡す予定であった。売主は11月10日にはじめて引き渡したが、買主は受領を拒絶した。この事案において、売主は買主が夏服の流行をとりわけ重要視していることを知っていたし、買主が契約締結時に夏の終わりに商品が納品されることを知っていれば、本件契約を締結したからないだろうことを知るべきである。そのため、売主の契約違反は重大な契約違反に属し、契約解除事由を構成する。

次に瑕疵ある給付の例であるが、ニューヨークの会社がハンディ型冷機圧縮機をイタリアの買主に売却したが、当該圧縮機の空調機能は小さいにもかかわらず電気使用量はやや多く、しかも売主は当該瑕疵を修復することができない。この事案において、瑕疵により買主は契約上期待できる重要な事項を獲得することができないため、重大な契約違反に属し、契約を解除することができる。

さらに付随義務違反の例であるが、ドイツの買主はイタリアのメーカーに、ある商標のついた靴を注文した。買主は当該商標の商標権を有しており、当事者は商標の保護が本件契約の重要事項であり、売主は当該商標を勝手に使用し商品を販売してはならないと明確に合意していた。にもかかわらず、その後売主は当該商標のついた靴を販売促進会に展示した。この事案において、展示は買主の排他的商標権の保護という付随義務に違反しているため、重大な契約違反に属し、買主は契約の解除ができる。

草案の規定によれば、債務者の債務不履行が重大な契約違反を構成している場合、

(15) 草案第254条は、「債務者に以下のいずれかがある場合、債権者は契約を解除することができる。(1) 第225条第1項乃至第3項の規定により給付する必要のない場合。(2) 弁済期到来時、債務者が給付せずまたは本旨に従った給付をせず、債権者が相当期間を定めて給付または追完の催告をしても給付または追完がなされない場合。ただし、債務者が給付拒絶を明確に表示し、または契約の性質もしくは当事者の意思表示により、一定期間内に給付しなければ、目的を達することができない場合、催告の必要はない。(3) 弁済期到来前、債務者があらかじめ給付拒絶を表示し、または債務者が弁済到来時に本旨に従った給付ができないと明らかに予見でき、かつ情状が重大な場合。(4) 債務者が付随義務に違反し、債権者の契約利益および目的の達成に明らかに影響を与えている場合。(5) 債務者にその他の義務違反があり、重大な契約違反を構成している場合」と規定している。

債権者は契約の解除ができる。債務者の責めに帰することができる事由を要件とはしていない。この規定の改正は、台湾現行民法の規定と大きく異なる。ただし、契約の解除につき債権者が全部または主要部分に責任を負わなければならないとき、債権者は契約を解除することができない（草案第254条の2）。

2. 契約解除と損害賠償の関係

契約解除と損害賠償の関係について、台湾現行民法第260条は、「解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない」と規定している。文言解釈すると、債権者は契約解除後、債務者に損害賠償を請求することができる。ただし、最高法院55年台字第2727号判例は、「民法第260条で解除権の行使は損害賠償の請求を妨げないと規定しているが、新たな賠償請求権の発生を積極的に認定しているのではなく、その他によりすでに賠償請求権が発生しており、解除権の行使により妨げられないことを規定しているに過ぎない。ゆえに、契約の消滅により生じた損害は含まれないため、同条の規定する損害賠償請求権は債務不履行に基づく損害賠償を指す」としている。

これによると、実務の見解は、債権者は契約解除後、すでに生じている損害の賠償を請求できるにすぎず、契約解除後に生じた損害については賠償を請求することができないというものである。この見解は、債権者の権利を過度に制限し、債権者が契約履行の期待利益を請求できないだけでなく、債権者に契約を解除するか否かおよび損害拡大の苦境に直面させることになり、妥当でない。草案は CISG 第81条およびドイツ民法第325条になら⁽¹⁶⁾、第260条を「(1) 債務者の債務不履行により生じた損害について、契約解除の有無を問わず、債権者は賠償を請求することができる。(2) 債権者は契約解除により生じた損害についても賠償を請求することができる」と改正している。これにより、債権者は解約解除後、契約解除前と契約解除後に生じた損害を同時に請求することができる。

3. 継続的債権関係

継続的債権関係について、台湾現行民法には終了事由に関する一般規定はない。ただし、草案はドイツ民法第314条の規定を参照し、継続的債権関係はいずれの当事者によっても、重大事由の発生により随時契約を終了させることができることを明文化した。草案第228条の1は、「(1) 継続的債権関係の存続中、当事者は法律の規定または契約の約定により終了することができる場合を除き、重大事由が発生すれば、いず

(16) CISG 第81条は、契約の解除は、当事者双方の義務を免除するが、生じうるすべての損害賠償は影響を受けない、ドイツ民法第325条は、双務契約の損害賠償請求権は契約の解除により排除されないとそれぞれ規定している。

れの当事者も随時終了させることができる。(2)前項の終了は、終了権者が重大事由を知りうべき時から相当期間内に行わなければならない」と規定している。

したがって、本条の規定する随時終了権は法律の特別規定または契約の特別約定における終了権と併存関係に属し、当事者はいずれかを選択しまたは同時に行行使することができる。特別規定または特別約定がなくても、当事者は依然として本条により随時終了させることができる。第二項の規定は、終了権者が長期間終了権を行使しないことを避けるためであり、不安定な法律関係をもたらすことを避けるためである⁽¹⁷⁾。

(三) 損害賠償請求権

債務不履行に基づく損害賠償請求権について、英米法は厳格責任を採用し、債務者に免責事由がある場合に限り、債権者の損害賠償請求権を排除している。CISGは英米法の見解を採用し、第79条(1)において、「一方当事者は、契約違反が自己の支配を超えた障害事由により、かつ契約締結時に当該事由を考慮することを合理的に期待できず、または当該事由もしくはその結果を回避もしくは克服することを合理的に期待できないことを証明すれば、その義務違反につき責任を負う必要はない」と規定している。本条の規定は、以下の基本的価値判断の実現にある。すなわち、契約当事者は契約成立時および価格確定時に、合理的な考慮に基づく危険により生じた損害についてのみ責任を負うことができる⁽¹⁸⁾。

CISGの規定はその後多くの国際契約法にとりいれられているが、例えば、DCFR第Ⅲ.-3:104条は、「(1)債務者の債務不履行が、債務者の制御を超越した履行障害によりもたらされ、かつ債務者が当該履行障害またはその結果を回避または克服することを合理的に期待できない場合、債務者は免責とする。(2)契約またはその他の法律行為により生じた義務について、債務者が義務発生時に当該履行障害を考慮することを合理的に期待できる場合、その債務不履行は免責できない」と規定している⁽¹⁹⁾。言い換えれば、多数の国際契約法は債権者の損害賠償請求権について英米法の「免責

(17) いわゆる「重大事由」について、草案第228条の2は、「前条のいう重大事由は、以下のいずれかを指す。(1)当事者の一方が債権関係に違反して生じた義務について、他方当事者が相当期間を定め、履行または追完を催告しても、履行または追完がなされない場合。ただし、第255条の定める事情がある場合、催告の必要はない。(2)具体的な個別事案の事情を斟酌し、かつ双方の利益を衡量したのち、終了権者による契約関係の継続維持を期待することができず、原契約関係が終了に至った場合、または終了通知の期間満了の場合」と規定している。

(18) Stefan Kröll, Loukas Mistelis, Pilar Perales Viscasillas, UN Convention on Contracts for the International Sale of Goods (CISG), at 1056 (München: Verlag C.H. Beck oHG, 2011).

(19) 類似の条文については、PECL第8:103条、CISG第49条、PICC第7.1.7条参照。

事由」の規定を採用し、債務者の責めに帰することができることを要件としていない。

ドイツ新民法改正時、債務不履行に基づく損害賠償請求権について、帰責性を要件とするかをめぐり、議論はあったものの、最終的に帰責性の概念を採用し、ドイツ民法第280条第1項において、「債務者が債権関係により発生した義務に違反した場合、債権者は損害賠償を請求することができる。債務者が義務違反につき責めに帰することができない場合は、これを適用しない」と規定している。日本民法もドイツ民法と同様、第415条を新たに設け、「債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときまたは債務の履行が不能であるときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因および取引上の社会通念に照らして債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない」と規定している。

台湾現行民法はドイツの立法例を採用し、債務者の責めに帰することができる事由により、履行不能、履行遅滞または不完全履行になった場合、債権者は損害賠償を請求できると規定している（第226条、第230条、第227条）。今次改正草案は、依然としてドイツ新民法および日本新民法のモデルを採用し、債権者が損害賠償を請求する際に、債務者の帰責性を要件としている。ただ、帰責事由について、挙証責任転換の規定の仕方を採用し、民法第226条を「債務者が債権関係により生じた義務に違反した場合、債権者は損害賠償を請求することができる。ただし、債務者の責めに帰することができない事由によるものであるときはこの限りでない」と改正している。

草案第226条の規定によれば、損害賠償責任を負うべき者は、債務者が「債権関係により生じた義務に違反した場合」であるが、履行不能、履行遅滞、給付拒絶および不完全履行が含まれる。履行不能または債務者が給付を拒絶できる場合、債務者の責めに帰することができれば、債権者は依然として本法の規定により給付の代わりに損害賠償を請求することができる（草案第226条の1）。

注意すべき点としては、債務不履行に基づく損害賠償請求権は帰責性を要件としているが、今次改正草案はドイツ民法第276条第1項の規定にならい、草案第220条第3項および第4項において、「(3) 債権関係により債務者が特別担保責任または権利移転責任を負うべき場合、故意また過失がなくとも、責めに帰することができる。 (4) 前項の担保責任は、法律の規定のほか、契約により定めることもできる」と規定している。すなわち、草案は法律の規定または契約の約定に基づき、債務者に特別担保責任または権利移転責任がある場合、過失がなくとも、責めに帰することができることになり、より厳格な損害賠償責任を負わなければならないとしている⁽²⁰⁾。この規定は裁判所が個別の事案において債務者が無過失の損害賠償責任を負うべきか否かを評価するのに資する。

また、債務不履行に基づく損害賠償の範囲について、通説は、債権者が履行利益の損害賠償を請求することができるとしている。すなわち、債務者は債権者に契約の履行完了と同様の獲得できたであろう期待利益を賠償しなければならない。しかし、損害賠償を請求する際、債権者は損害賠償の範囲を証明できないときがあり、債権者の履行利益が信頼利益を下回るときもある。このときに、債権者は履行利益の代わりに信頼利益を請求できるか否かについて、学説上論争がないわけではない。改正草案は肯定説を採用し、第227条の3において、「債権者は給付の代わりに損害賠償を請求せずに、信頼により取得できる給付に支出した合理的費用の賠償を請求することができる。ただし、債務者が義務に違反せず、当該費用がその支出の目的を達することができない場合、債権者は賠償を請求することができない」と規定している。これによれば、債権者には代替権があり、給付の代わりに損害賠償を請求するか、または信頼利益により受けた損害の賠償を請求する主張を任意に選択することができる。これにより法定の任意債権を構成する。

例えば、前項の規定する例として、債権者が展示を催す予定で芸術品を購入し、当該展示活動に費用を支出したが、債務者は当該芸術品を給付することができず、債権者が展示活動を行うことができなかつた場合、債権者は展示を催す費用の賠償を請求することができる。但し書きの例として、当該展示活動が法により催すことができない場合、債権者は当該費用の賠償を請求することができない。

三. 契約上の義務と契約の関係

(一) 契約上の義務の拡張

債権関係の発展プロセスにおいて、債務者が負う義務は主たる給付義務のほか、信義則に基づき、債務の完全な履行を促し、債権者の権利利益を保護し、債務者の債務履行により債権者が損害を受けるのを避けるために、債権者に対する配慮、協力、保管、秘密保持、または通知等の債務者の義務があると通説はとらえている。この義務を学説では付随義務と呼んでいる⁽²⁰⁾。

台湾の裁判実務において、付随義務の概念が認められているだけでなく、債務者が義務に違反した場合、債権者は損害賠償を請求することができる⁽²¹⁾とされている。例えば、最高法院106年台上字第1514号判決は、「契約関係の発展プロセスにおいて、債務者は契約の約定する義務を負うほか、債権者の契約目的または契約利益（債権者が債務者の給付を通じて獲得できる利益）を確保するため、給付の結果または契約の目的

(20) 類似のドイツ法の見解については、Reinhard Zimmermann, *The New German Law of Obligations*, 50-51 (Oxford University Press, 2005) 参照。

(21) 王澤鑑『債法原理』（三民書局、2012年）42-43頁。

を達成する必要から、それらが円満に実現しまたは満足できてはじめて、協力、告知、通知、保護、保管、配慮、忠実、秘密保持等の付随義務が発生する。これは契約で約定していない義務であるが、債権者の利益を保護するために、有機体のように債権関係の発展に伴い、個別の状況により債務者に作為または不作為を求めるものである」としている。

また、同法院106年台上字第466号判決は、「契約の成立効力発生後、債務者は給付義務（主たる給付義務と従たる給付義務を含む）を負うほか、付随義務もある。いわゆる付随義務とは、給付義務の履行または債権者の身分上財産上の利益の保護のために、契約の発展プロセスにおいて信義則に基づき生じる義務であり、債権者の給付利益の実現を補助するための協力義務と告知義務が含まれる。この義務は主たる給付義務ではなく、債権者には債務者に履行を強制する権利はないが、債務者の責めに帰することができる事由によりこの義務を尽くさずに債権者に損害を与えた場合、債権者はなお債務不履行の規定に基づき損害賠償を請求することができる。請負については、注文者が協力義務に違反し、かつ責めに帰することができる事由があり、請負人に損害を与えた場合、請負人はこれに基づき賠償を請求することができるし、注文者は受領遅滞の責任だけを負うわけではない」としている。

今次改正草案は、学説および実務において認めている付随義務の明文化であり、草案第199条第2項において、「当事者の一方は、債権関係の内容に基づき、他方の権利および利益を保護し配慮する義務を負う」と規定している。

上述の付随義務は、契約当事者間において疑問の余地はないが、契約以外の第三者に対して、債務者が保護・配慮義務を負うか否かについて、議論のあるところである。不法行為事件において発生することが多いが、最も典型的な事例は「遺言無効事案」である。例えば、ドイツの著名な遺言事件（*Testamentfall*, BGH NJW 1965, 1955; JZ 1966, 141）において、父親は被告である弁護士に遺言書の起草を依頼したが、被告はそれを時間通りに完成せず、父親の死亡時に遺言は存在しないことになり、原告である娘はそれにより父親の唯一の相続人となることができず、その姪との共同相続になり、損害を受けた。

原告が被告である弁護士に賠償を請求する際に、原告の損害は純粋な経済的損失であったため、不法行為法の規定（ドイツ民法第823条）に基づいて賠償を請求することはできなかった。裁判所は、ただちに契約上の義務を履行することは死者およびその娘にとって重大な利益があることを被告は知るべきであり、本件原告は被告の債務不履行により損害を受ける唯一の被害者であるが、過失と不作為の加害者はその債務不履行により第三者の一般財産に損害を与え、当該第三者と契約の履行が非常に接近しているとき（proximity of performance）、信義則に基づき、「第三者保護効果付き契約」理論を適用することは契約の目的に合致するため⁽²²⁾、原告は契約責任に基

づき被告に賠償を請求することができるとしている⁽²³⁾。

上述の事案について、台湾不法行為法制において、被告である弁護士が委任契約以外の第三者に対して損害賠償責任を負うとの判断を行うのは難しい。しかも、台湾の裁判所は実務において「債権の相対性」原則を堅持しており、「第三者保護効果付き契約」理論を採用していないため、遺言無効事案では法的に処理しにくい苦しい立場に立っている。この種の事案において不公平な現象が発生するのを避けるために、今次草案はドイツ民法第311条第3項の規定を参照し⁽²⁴⁾、第199条第3項において、「債務者が債権関係の信頼による一定の行為で第三者に損害を与えた場合も前項の義務を負うものとする。ただし、債務不履行により損害を受けると債務者が予期できる第三者に限る」と規定している。これにより、遺言無効事案において、被告である弁護士は契約以外の第三者（遺言受益者）に対し損害賠償責任を負わなければならない。

(二) 基礎たる法的事実の不存在

錯誤の種類について、いわゆる共通錯誤 (common mistake) は当事者双方が同じ錯誤に陥っているが、双方ともそれぞれが錯誤に陥っていることを知らずに、錯誤に陥っている事項を契約締結の基礎として契約を成立させることを指す。例えば、政府機関がある海域での沈没タンカーを引き上げ会社に売却したが、当該会社は契約指定の海域において沈没船の残骸を一切発見することができない⁽²⁵⁾。イギリスにおいて判決を下す際、コモンローに基づき、共通錯誤は契約の無効をもたらすことになるた

(22) *Cited in* Basil S. Markesinis, *The Law of Contracts and Restitution* 277 (1997). 李昊『論交易安全之義務』(北京大学出版社、2008年) 220頁。類似の事案は、イギリスの *White v. Jones* 乙案 ([1995] 2 AC 207) である。原告の父親が原告との言い争い後、原告を遺言から排除したが、仲直りしたため、父親は被告である弁護士に遺言を原告に9000ポンド相当の遺産を相続させるものに修正するよう数回にわたり指示した。被告は指示通りに修正せず、原告の父親がなくなった後、被告である弁護士は損害賠償責任を負うべきだと原告は主張した。本件原告と被告には契約関係はなく、契約上の請求権はないが、不法行為責任を構成するか否かについて、イギリス上院は、本件弁護士が当事者に対して負う責任は、弁護士が合理的に予見できる遺言受益者に及ぶべきであるとしている。遺言の主な目的は、受益する第三者に利益をもたらすことにあるから、原告は不法行為責任に基づいて被告に賠償を請求することができるとしている。

(23) 「第三者保護効果付き契約」理論の説明については、陳聡富『侵權行為法原理』(元照、1997年) 169-179頁参照。

(24) ドイツ民法第311条第3項は、「第241条第2項の定める義務を含む債権関係は、契約当事者以外の者にも効力を生じることができる。当該債権関係がとりわけ第三者が特別の信頼を有し、かつそれにより契約交渉または契約締結に重大な影響を及ぼす場合」と規定している。

(25) *McRae v Commonwealth Disposals Commission*, (1950) 84 CLR 377 (High Ct) 参照。

め、裁判所は契約または損害の分配方式の調整をせざるをえない⁽²⁶⁾。しかし、エクイティーでは、裁判所は契約の方式の調整に同意し、共通錯誤の判決を下す⁽²⁷⁾。

ドイツ法によると、共通錯誤は「法律行為の基礎の不存在」(clausula rebus sic stantibus)を構成する。契約成立時に当事者が存在すると思込み、実際には存在しない契約締結事由は、客観的なもの(例えば巨大インフレ)の可能性もあるし、当事者が契約締結時に重要な事実に対する主観的な誤認の可能性もある。取引の基礎が存在しないとき、信義則に基づき、双方の合法的な利益を考慮して契約を調整することは真実の状況に合致するため、必ずしも契約関係をすべて消滅させる必要はない⁽²⁸⁾。

台湾において、学説はこの種の事案を「双方の動機の錯誤」と呼んでおり、信義則に基づき、当事者間の法律関係を調整すべきとしている⁽²⁹⁾。「法律行為の基礎の不存在」と「事情の変更」が異なる点は、前者の法律行為の基礎は契約成立前にすでに存在しないのに、当事者双方はそれを知らずに契約の基礎として契約を成立させるのに対し、後者は逆に契約成立後当事者が予見することのできない事情の変更が発生し、元の契約の約定に基づいて履行すると公平を欠くことにある。しかし、両者は法的効果において異なるわけではない。裁判実務においてこの種の事案を処理する際に法的根拠があるようにするため、今次改正草案はドイツ民法第313条第2項を参考にして、草案第227条の2第2項において、「当事者が法律行為の基礎たる重要な概念につき錯誤に陥った場合、前項の事情変更とみなす」と規定している。当事者が裁判所に給付の増減またはその他の効果の変更を請求できるようにしている。変更できないまたは一方当事者に変更の受け入れを期待できない場合、不利益を受ける一方は契約を解除または終了させることができる(草案第227条の2第1項)。

IV. 瑕疵担保責任

一. 売買契約

売買契約における売主の瑕疵担保義務に関する今次改正の要点は、以下のとおりである。

(一) 瑕疵の種類

売主は法により物の瑕疵および権利の瑕疵に対する担保責任を負うが、物の瑕疵担保責任について、売主が物を引き渡す際に約定の品質を備えることが必要であり、価

(26) Bell v Lever Bros, [1932] AC 161; Great Peace Shipping Ltd v Tsavlis Salvage (International) Ltd, [2002] EWCA Civ 1407, [2003] QB 679 参照。

(27) Solle v Butcher, [1950] 1 KB 671 参照。

(28) BGH, 13 November 1975, NJW 1976.565 参照。

(29) 王澤鑑『民法総則』(三民書局、2014年) 416頁。陳聰富『民法総則』(元照、2016年) 276頁。

値の減少・滅失または約定に適合しない、通常使用の瑕疵がないようにする必要がある。今次改正は瑕疵担保の形態を拡大し、草案第354条において、売主、製造者またはその補助者が広告またはその他の表示で物の特定の特徴を公表し、買主が予期する特質は、売主が担保しなければならない品質でもあると規定している⁽³⁰⁾。

また、売主は目的物の引き渡しにおいて、当事者の約定に従い組立義務を負う場合、組立が適当でないことは物の瑕疵となる。組立の説明が適当でない場合も同様である。売主が約定の目的物以外の物を引き渡す場合、または引き渡した物の数量が不足する場合は物の瑕疵とみなす。あらゆる物の瑕疵となりうる形態をできるだけ対象としている。

(二) 買主の瑕疵担保請求権

台湾現行民法は、買主の瑕疵担保請求権を物の瑕疵担保と権利の瑕疵担保に分けて規定しており、異なる救済方法を用意しているが、今次改正は救済方法を統一し、物の瑕疵と権利の瑕疵の法的効果を区別せずに、買主には瑕疵の追完・修補請求、完全物給付請求、代金の減額請求、解約の解除および損害賠償請求の権利があると規定している。

現行法によると、売主が物の瑕疵担保責任を負う場合、買主が主張できる権利は主に代金減額請求権と契約解除権(第359条)である。種類債権の場合、買主は完全物の給付も請求することができる(第364条)。このほか、売買の目的物が売主の保証した品質に適合しないまたは売主が故意に瑕疵を告知しない場合、買主は損害賠償を請求することができる(第360条)。

現行法の下で買主には売主に対して瑕疵の追完・修補を請求する権利はないが、今次改正において買主の瑕疵追完・修補請求権を新たに規定している。買主には修補請求権があり、売主が瑕疵担保請求権を負うべきとき、買主は売主に対してまず瑕疵の追完・修補を請求しなければならない。瑕疵が追完・修補できないまたは売主が買主の定める期間内に追完・修補しないとき、買主ははじめて代金減額の請求または解約の解除ができる(草案第359条の2)。また、売買の目的物に権利または物の瑕疵がある場合、「債権関係に違反して生じる義務」に属するため、債権総則の規定により、売主の責めに帰することができるのであれば、買主は売主に損害賠償を請求することができる。売買の目的物が売主の保証した品質に適合しないまたは売主が故意に瑕疵を告知しないことを要件とせず、損害賠償請求権の適用範囲を拡大している(草案第359条)。

(30) ただし、以下のいずれかがある場合は、この限りでない。1. 売主が過失によらずに当該公開表示を知らない場合。2. 売主が契約成立前にその表示を同等の方式で訂正した場合。3. 買主の購入決定が当該表示によらない場合。

(三) 担保責任の新設

現行民法における売主の担保責任は、売買の当事者間の法定担保責任である。しかし、実務において、例えば、新車、家電、3C製品等は、往々にして売主以外の者（例えばメーカー、輸入業者またはその代理業者）が保証書またはその他を提供し、買主に対して売買の目的物に瑕疵がある場合、担保責任を負うと約束している。メーカーと買主の間に売買関係があるとは限らないが、買主は物に瑕疵があるとき、保証書または約束に基づき、修補等の請求ができる。学説ではこれを独立した担保責任としており、ドイツ民法第443条には明文規定がある⁽³¹⁾。草案第366条の1は同条にならい、「(1) 売主、製造者またはその他の第三者が契約成立前または成立時に意思表示または広告で法定瑕疵担保責任以外の代金返還、交換または修補義務等の担保責任を負う場合、買主は保証の提供者に対して、保証により生じた権利を行使することができる。(2) 保証の提供者が一定期間内に特定の品質を担保している場合、当該期間内に生じた瑕疵については担保責任を負うと推定する」と規定している。

二. 請負契約

請負契約における請負人の瑕疵担保責任に関する今次改正の要点は、以下のとおりである。

(一) 権利の瑕疵担保責任および新規製作請求権の新設

請負契約に関する今次改正草案は、主に権利の瑕疵担保責任および注文者の新規製作請求権の新設である。このほか、草案は注文者の救済方法について詳細な規定を置いているが、修補に必要な費用の償還請求、報酬減額請求、契約解除の主張、損害賠償請求等が含まれる。

現行台湾民法は、請負人が仕事の完成に権利の瑕疵担保責任を負うべきか否かについて明文規定を置いていない。理論上、民法の売買の瑕疵担保の規定を準用すべきとなるが、実務のニーズにこたえるため、ドイツ民法第633条第1項および第3項の規定を参考にして⁽³²⁾、草案第492条第3項の規定を新たに設けている。すなわち、請負

(31) ドイツ民法第443条は、「1. 売主、製造者もしくはその他の第三者が表示もしくは関連の広告において説明しているが、目的物が当該表示もしくは関連広告における品質を有せず、またはその中で称している無瑕疵の要求に合致しない場合、法定瑕疵担保責任のほか、代金返還、交換もしくは修補の義務（保証）を負い、かつ当該表示および広告が契約締結前または契約締結後に取得に供することができる場合、買主は保証した者に対し、保証により生じた権利を有する。その法定請求権は影響を受けない。2. 保証者は一定の期間において物の特定の性状を保持し（性状保持保証）、有効期間内に生じる物の瑕疵について、保証により生じた権利の存在と推定される」と規定している。

(32) ドイツ民法第633条第3項は、「第三者が請け負った仕事について、注文者はいかなる権利

人は第三者が請け負った工作物について担保しなければならず、注文者に対していかなる権利の主張もできない。ただし、当事者に別の約定がある場合はこの限りでない。

これにより、仕事の完成に権利または物の瑕疵がある場合、注文者は瑕疵の修補または新規製作、報酬の減額、契約の解除または損害の賠償を請求することができる(草案第492条の1)。この新規製作請求権は現行民法に明文規定はないが、今次改正草案においてこの救済方法を新たに設けている。

原則として、仕事に瑕疵がある場合、注文者は相当期間を定め、請負人に修補または新規製作を請求することができる。請負人が明確に修補もしくは新規製作を拒絶し、催告期間内に修補もしくは新規製作をせず、または請負人の修補もしくは新規製作が効果的でない場合、注文者は自ら修補を行い、請負人に修補に必要な費用を償還するよう請求することができる(草案第493条)。ただし、修補または新規製作に必要な費用が巨額の場合、請負人は拒絶することができる。その場合、注文者は報酬の減額と損害賠償を請求できるにすぎず(草案第494条、第495条)、修補に必要な費用の請求はできない。

注文者は瑕疵の修補または新規製作を請求し、請負人が瑕疵担保責任を負うべきとき、注文者はまず修補請求権または新規製作請求権を主張しなければならない。瑕疵が修補もしくは新規製作できず、請負人が注文者の定める期間内に修補もしくは新規製作を行わず、または請負人が法律の規定により修補もしくは新規製作を拒絶するとき、注文者ははじめて報酬の減額を請求することができる(草案第494条第1項)。

注文者の契約解除権について、債権総則が「重大な契約違反」の契約解除権を採用しているため、請負契約においても仕事の瑕疵が重大な場合にはじめて契約を解除することができる(草案第494条第2項)。

(二) 注文者の受領義務の新設

現行台湾民法は、注文者の工作物の受領に関する規定を置いていないが、今次改正はドイツ民法第642条第1項を参照し、草案第507条の1において、「仕事の完成時に、注文者が特定の行為を実施すべきにもかかわらず、実施せずに検査引き取りが遅延した場合、注文者は遅延損害を請求することができない」と規定している。この場合、請負人は期間を定めて注文者に特定行為の実施を催告することができる。期間を過ぎても実施しない場合、契約を終了させることができる(草案第507条の2)。

の主張もできず、または契約により取得した権利のみを主張できるにすぎず、権利の瑕疵はない」と規定している。

V. むすび

今次債権編改正は多くの重大な変革を伴う。時効において、消滅時効の起算点について、主観主義を改め、客観主義を採用し、一般時効期間を短縮し、時効停止制度も新設している。

債務不履行において、従来の分類形態を放棄し、「義務違反」という統一概念を採用し、給付の拒絶をあらかじめ表示した場合の債務不履行の類型を設けている。契約解除の要件について、帰責事由を放棄し、重大な契約違反を要件としている。契約義務において、付随義務を明文化し、「第三者保護効果付き契約理論」および「法律行為の基礎の不存在」の規定を採用し、当事者間の権利義務関係の基礎としている。

売買契約において、物の瑕疵と権利の瑕疵の法的効果を統一し、担保責任の規定を新設している。請負契約において、請負人の権利瑕疵担保責任、注文者の新規製作請求権と受領義務を新設している。

上述の改正内容は、台湾債権法の現代化に資するものであり、世界各国の債権法の趨勢にも合致する。立法による債権法の現代化の早期実現を期待する。